

13. 公共建設工事における 再生コンクリート砂の使用に係る 留意事項について（通知）

平成19年11月13日

工事発注課（所）長 様

建設局技術管理課長

公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について（通知）

平成19年10月11日付けで、別紙のとおり国土交通省より再生コンクリート砂（コンクリート塊から製造した砂）の使用に係る通知がありました。

つきましては、本市においても、平成19年12月1日以降に発注する工事より、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、引き続き再生資源の利用促進を図るようお願いいたします。

記

1. 再生コンクリート砂を使用する場合、各工事で1購入先あたり1検体の六価クロム溶出試験（平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定する試験方法）を行い、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。
2. 工事費の積算にあたっては、共通仮設費の技術管理費等に「六価クロム溶出試験費」（土木工事設計単価表に掲載）を積み上げ計上する。
3. 単価契約については、当面1契約を1工事とみなす。

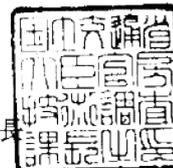
問合せ先：建設局技術管理課
技術管理係
土木積算係
営繕積算係
829-1515



国官技第181号
 国官総第458号
 国営計第65号
 国総事第45号
 平成19年10月11日

さいたま市
 建設局長 殿

大臣官房技術調査課長



大臣官房公共事業調査室長



大臣官房官庁営繕部計画課長



総合政策局事業総括調整官



公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について

再生資源については、「再生資源の利用の促進について」（技術審議官又は港湾建設課長、航空局飛行場部建設課長通達）、「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について」（平成18年6月12日国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について」（平成14年5月30日国官技第44号、国官総第127号）及び「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）について」（平成14年5月30日国営計第28号）に基づいて利用の促進に努めているところであり、引き続き、国土交通省においてはこれらの趣旨に則り再生資源の利用の促進に努めていくこととしている。

また、再生コンクリート砂（コンクリート塊から製造した砂）の利用についても、その趣旨に何ら変わりはないが、昨今、利用条件又は原材料の含有成分によっては、六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出するおそれのあることが報告されていることから、国土交通省の発注する建設工事の施工にあたっては下記のとおり取り扱うこととしたので、参考までに送付する。

なお、貴職の発注に係る建設工事においても、再生資源の利用の促進が図られるようご協力とご配慮をお願いするとともに、都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定市を除く）に対しても、この旨を周知徹底されるようお願いする。

記

コンクリート塊の再生利用を促進することの必要性にかんがみ、再生コンクリート砂の利用用途の拡大に努め、再生コンクリート砂の有効利用を図るものとする。

しかしながら、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所に、工作物の埋め戻し材料等として再生コンクリート砂を使用する際には、当面、六価クロムについて、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認することとし、積算にあたっては必要な費用を計上すること。

なお、試料には再生コンクリート砂製品を直接使用し、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行うものとする。

